

静岡県告示第61号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年2月7日から起算して15日間、南駿河湾漁業協同組合本所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月7日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県御前崎市白羽3430	齋藤 勝
静岡県御前崎市御前崎378	下村 富茂
静岡県御前崎市御前崎1859	松井 登
静岡県御前崎市白羽3513-1	松下 廣藏
静岡県御前崎市御前崎4451-1	幸福丸漁業株式会社

2 加入区

御前崎加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

南駿河湾漁業協同組合